

◇◆◇目次◇◆◇

1. 岐阜県最低賃金が 800 円に改定されました
2. 「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間について
3. 高山市勤労者生活安定資金融資をご利用ください

★★

1. 岐阜県最低賃金が 800 円に改定されました

岐阜労働局では、県内で働くすべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」を 10 月 1 日より、776 円から 800 円（引き上げ額 24 円、引き上げ率 3.09%）に改定しました。

岐阜県最低賃金は、岐阜県内の全事業所およびそこで働くすべての労働者（パート・アルバイト含む）に適用されます。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。

また、使用者が労働者に最低賃金未滿の賃金しか支払っていない場合には、最低賃金法に罰則が定められています。

- ◆問い合わせ先
- ・岐阜労働局労働基準部賃金室 TEL：058-245-8104
 - ・お近くの労働基準監督署

◆岐阜労働局 HP

http://gifu-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/roudou_kijyun/chingin.html

★★

2. 「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間について

平成 29 年 3 月 28 日に決定された「働き方改革実行計画」には、「労働契約法に基づく無期転換ルールの円滑な適用」が盛り込まれており、平成 30 年 4 月より本格的な運用が始まります。

そのため厚生労働省では、本年 9 月から 10 月を「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間と定め、より一層の周知啓発に取り組んでいます。

これらを踏まえ、岐阜労働局では無期転換ルールについての説明会のほか、雇用環境・均等室に本年 9 月 1 日から 12 月 28 日まで「特別相談窓口」を設置するとともに、県内 7 か所で巡回相談を実施します。ご相談は事前にお申し込みいただけます。

○「無期転換ルール」とは？

有期労働契約が更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

通算 5 年のカウントは平成 25 年 4 月 1 日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第 18 条：平成 25 年 4 月 1 日施行）

◆問い合わせ・申込先 岐阜労働局雇用環境・均等室（平日 8：30～17：15）
TEL：058-245-1550

◆高山での巡回相談 実施日 ①10月12日（木）②11月7日（火）
時 間 11：30～15：00
場 所 高山労働基準監督署（高山市花岡町 3-6-6）

★★

3. 高山市勤労者生活安定資金融資をご利用ください

高山市勤労者生活安定資金融資は、医療費、冠婚葬祭費、教育費、通勤用自動車購入費、簡易な家屋補修費などにご利用いただけます。ぜひお気軽にお問い合わせください。

【対象者】

- 市内に 1 年以上在住する 20 歳以上の方
- 市税が完納されている方
- 同一事業所に 1 年以上勤務し、引き続き勤められる方

【融資概要】

- 融資限度額：200 万円以内
- 融資利率：1.8%
- 返済期間：5 年以内
- 保証料補給：信用保証料を市が全額補給

【育児・介護休業取得中の方へ】

- 育児・介護休業中の生活資金についてもご利用いただけます。
- 返済期間：6 年以内
- 利子補給：育児休業中の借入れについては、返済期間内の利子を全額補給します。
介護休業中の借入れについては、介護休業期間内の利子を全額補給します。

◆問い合わせ先 高山市商工観光部商工課 TEL：0577-35-3144

◆高山市 HP

www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1002790/1002793/1002801.html

◆申し込み先 東海労働金庫高山支店 TEL：0577-32-1444

★★

***** メールマガジンの配信中止・アドレス変更 *****

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。